

京都市身体障害者措置費徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 237号

京都市身体障害者措置費徴収規則の一部を改正する規則

京都市身体障害者措置費徴収規則の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

別表第1備考2及び別表第3備考2中「第41条第1項から第3項まで」を「第41条第1項、第2項及び第6項」に、「第6項」を「第3項まで及び第5項から第7項」に、「第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項」を「第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)